

ケアハウスフォンテヌ 入居契約書

様（以下「契約者」という）と社会福祉法人博愛会（以下「事業者」という）は、国の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」並びに事業者が定める「管理規程」に従い、契約者が「ケアハウスフォンテヌ」（以下「施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される施設サービス等を受け、それに対する利用料金を払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

書式を変更: フォント: 太字 (なし), フォントの色: テキスト1

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

1. 事業者は、契約者が健康で明るい生活が送れることを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第2条（規定料金対象のサービス）に定める施設サービスを提供します。
2. 契約者は第11条（契約の終了事由）に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (規定料金対象のサービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 食事の提供及びお風呂等共用施設の提供
 - ② 希望者に対する理美容サービス
 - ③ 事業者が特別に定める基準外介護サービス・教養娯楽・行事等の提供
2. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
3. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第3条 (サービス利用料金の支払い)

1. 契約者は、各月において事務費・生活費・管理費及び個人において負担すべき金額を事業者に支払うものとします。
2. サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し毎月10日までに請求し、契約者はこれを毎月、末日までに事業者が指定する口座に振り込むものとします。
3. 事務費は月単位です。1ヶ月に満たない期間の、生活費・管理費は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

書式を変更: フォント: 太字 (なし), フォントの色: テキスト1

書式を変更: フォントの色: テキスト1

書式を変更: フォント: 太字 (なし), フォントの色: テキスト1

書式を変更: フォントの色: テキスト1

第4条 (利用料金の変更)

1. 第3条（サービス利用料金の支払い）の第1項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化や、その他やむをえない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、このサービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
2. 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第5条 (事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたり、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携し契約者の状況を聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、契約者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

第6条 (守秘義務等)

1. 事業者、サービス従事者は、施設サービスを提供する上で知り得た契約者、またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身の情報を提供するものとします。
3. 事業者は、契約者に医療上相談の必要性が生じた場合には、これに対し、十分な相談、医療を提供するものとします。

第四章 契約者の義務

第7条 (契約者の施設利用上の注意事項)

1. 契約者は居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置を認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、施設、設備について、故意または過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状回復するか、または相当の代価を払うものとします。
4. 契約者の心身の状況等により特別の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者が協議を行い、居室または共用施設、設備の利用方法を検討するものとします。

書式を変更: フォント: 太字 (なし), フォントの色: テ

書式を変更: フォントの色: テキスト 1

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第8条 (損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事業者の責任においてすべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第6条(守秘義務等)に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身状況を判断し相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第9条（損害賠償がなされない場合）

事業者の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約提携時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して障害が発生した場合
- ② 契約者が、サービス実施にあたって行った必要な事項に関する聴取・確認について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して障害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して障害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して障害が発生した場合

第10条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、すみやかに家族等に連絡をとり、契約者の安全を確保するものとします。
2. すでに実施された利用料金は請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第11条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ②① 契約者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむをえない事由によりケアハウスを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 第12条（契約者からの中途解約等）、第14条（事業者からの契約解除）に基づき本契約が解散または解除された場合

第12条（契約者からの中途解約等）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合契約者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、第4条（利用料金の変更）第2項の場合、本契約を即時に解約することができます。
3. 第3条（サービス利用料金の支払い）第3項の規定は、本条に準用されます。

第13条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

書式を変更: フォント: (英) Century, (日) MS 明朝, 11 pt, フォントの色: テキスト 1, 合字: なし

書式を変更: フォント: (英) Century, (日) MS 明朝, 11 pt, フォントの色: テキスト 1, 合字: なし

書式を変更: フォントの色: テキスト 1

書式を変更: フォント: (英) Century, (日) MS 明朝, 11 pt, 合字: なし

書式変更: リスト段落, 最初の行: 0 字, 段落番号 + レベル: 1 + 番号のスタイル: 1, 2, 3 ... + 開始: 1 + 配置: 左 + 整列: 0 mm + インデント: 12.7 mm

書式を変更: フォント: (英) Century, (日) MS 明朝, 11 pt, 合字: なし

書式を変更: フォント: (英) Century, (日) MS 明朝, 11 pt, 合字: なし

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 左: 0 字, 最初の行: 0 字

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第 6 条（守秘義務等）に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 2 字, 左
1 字, 最初の行: -2 字

第 14 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい場合
- ② 契約者による、第 3 条（サービス利用料金の支払い）第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が故意または過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不正行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 15 条（原状回復義務）

1. 契約者は、第 11 条（契約の終了事由）の第一号から第四号までにより本契約が終了したときは、居室を原状に回復して事業者に明け渡すものとします。
2. 前項の場合、契約者は、居室全体の壁ビニールクロス、天井クロス及び床タイルカーペットの貼り替え、物入れクロスの貼り替え、ドレープカーテンの交換、レースカーテンの交換、キッチン混合栓交換、ルームクリーニング、エアコンクリーニング等通常の使用に伴う一切の消耗を含む全ての変更箇所及び、汚損・損傷箇所を修復し、居室を明け渡すものとします。

第 16 条（居室の明け渡し・精算）

1. 契約者は、第 11 条（契約の終了事由）の第一号から第四号までにより本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、第 7 条（契約者の施設利用上の注意事項）第 3 項（原状回復義務）及び第 15 条（原状回復義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
2. 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合または前項の義務を履行しない場合には本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に対して払うものとします。
3. 第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については、第 3 条（サービス利用料金の支払い）第 3 項を準用します。
4. 入居金の精算については 20 年を持って償却するものとし、20 年に満たない場合は残余期間を月数により計算し、入居期間に関わらず入所時の状態に戻すのに要

書式変更: フォント: 太字 (なし), フォントの色: テキスト 1

した額（第15条の原状回復費用）を差し引いて返還するものとします。

第17条（残置物の引き取り等）

1. 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引き取り人」という）を定めることができます。
2. 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者または残置物引き取り人にその旨連絡するものとします。
3. 契約者、または残置物引き取り人は前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者または残置物引き取り人は、特定の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
4. 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者または残置物引き取り人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、その残置物を契約者または残置物引き取り人に搬送するものとします。但し、搬送にかかる費用は契約者または残置物引き取り人の負担とします。
5. 事業者は、契約者が残置物引き取り人を定めない場合または残留物を契約者及び残留物引き取り人に搬送できない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金、自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第18条（一時外泊）

契約者は外泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。さらに緊急の連絡先、食事の有無を明記することを約束事項とします。

第19条（緊急時の対応）

契約者が急激な体調の変化をおこし、医療が必要と判断した場合には、契約医療機関に搬送し、必要な医療を受けることができます。高木クリニックを前記医療機関とします。

第20条（死亡時の対応等）

- ・ 体調の急変を認め、第19条ののった措置が行われたにもかかわらず、救命しえなかった場合においては、葬儀については、~~以下の通りとします。~~お見送りまで行います。

第七章 その他

第21条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名捺印の上、各1

通を保有するものとしします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 長野市浅川東条295-5

事業者名 社会福祉法人博愛会
ケアハウスフオンテース

代表者名 理事長 高木 清 ㊟

契約者 住 所

氏 名 ㊟

契約者保証人 住 所

氏 名 ㊟

|

2024.04.01

